

生徒心得

第 1 章 校内生活

第 1 条 始業時（8時40分教養基礎「朝の読書」）5分前に登校する。

第 2 条 欠席・早退・遅刻等については必ずホームルーム担任の先生（以下ホームルーム担任という）に届け出をする。

第 3 条 始業時より放課後まで原則として外出しない。もし外出の必要があるときは必ずホームルーム担任の許可を受ける。

2. 下校は5時半（特別の場合を除き、11月から2月までは午後5時）までとし、その後必要あるときはホームルーム担任又はクラブ顧問の許可と指示を受ける。（なお家庭に必ず連絡をすること）

第 4 条 団体行動（集会・旅行・見学）、金銭にかかわる企画等についてはホームルーム担任又は当該係担任の許可、指導を受ける。

第 5 条 自習・課題の時間は他の授業の妨げにならぬよう決められた教室で静かに取り組む。

第 6 条 校舎・校庭の美化につとめ、公共物愛護の心を持って破損しない。

第 7 条 校内においては定められた時間・場所以外では飲食しない。

第 8 条 廊下、グラウンド等で乗り物の放置、乗車をしない。

第 9 条 公共物の無断借用は許されない。

(1) 公共物を借用したいときは、当該係担任の許可と指導を受ける。

(2) 公共物を破損した場合は、原則として弁償するものとする。

第 2 章 校外生活

第 10 条 外出時の服装には特に注意し、本校生徒の品位を損なうことのないようにつとめる。

第 11 条 いかがわしい飲食店、遊技場には絶対出入りしない。

第 12 条 夜間外出は家事、その他必要ある場合の他はさける。なお、午後 10 時以後は保護者の同伴なくしては絶対に外出しない。(県の青少年保護条例にも規定)

第 13 条 通学時及び外出時には交通ルールを厳守する。

(1) 電車等に乗車する場合には交通道德を守り、他に迷惑をかけない。

(2) 徒歩・自転車通学などの場合によく交通規則を守り事故の防止に心掛ける。

(3) 単車通学は認めない。

第 3 章 礼 節

第 14 条 人には敬愛をもって接し、進んで挨拶をする。

第 15 条 言動は粗暴を慎み、正しく簡潔にする。

第 16 条 暴力は如何なる場合でも絶対にふるわない。

第 17 条 本校生徒として常に温かみのある態度を保ち人には明るく親切に接する。

第 18 条 身体は常に清潔を旨とし、容姿は社会通念上高校生としてふさわしいものとする。

第 19 条 男女は互いに敬愛し、いかなる場所においても礼節を守り充分責任を自覚した行動をとる。

第 4 章 身だしなみ

第 20 条 頭髪を染めること,エクステ,かつら,パーマ等の施術をすること等はしないものとする。

第 21 条 服装は本校指定のものとし、登下校は必ず着用する。

第 22 条 服装においては、全員購入品と希望購入品がある。 (下記参照)

全員購入品

男子用

- ・ 2 つボタンシングルジャケット (エンブレム付き)
- ・ ワンタックスラックス (千鳥格子柄)
- ・ 長袖ボタンダウンシャツ (刺繍入り)

女子用

- ・ 2 つボタンシングルジャケット (エンブレム付き)
- ・ 16 本車ひだスカート (チェック柄)
- ・ 長袖ブラウス (刺繍入り)
- ・ リボン

希望者購入品

男子用

- ・半袖ボタンダウンシャツ(刺繍入り)
- ・ワンタックスラックス(千鳥格子柄・夏用)

女子用

- ・半袖ブラウス(刺繍入り)
- ・16本車ひだスカート(チェック柄・夏用)
- ・ノータックスラックス(チェック柄・冬用)
- ・ノータックスラックス(チェック柄・夏用)

第23条 靴は男女とも運動靴もしくは、革靴・合成皮革(黒又は茶色)とする。但し、雨天の場合は、雨靴を用いることができる。

第24条 ストッキング・タイツ・靴下は男女とも華美でないものとする。

第25条 校内での本校指定以外の服装は慎むこと。

第5章 健康

第26条 健全なる身体に健全な精神の諺どおり健康には特に留意し、体力に応じたスポーツをたしなもう。

第27条 本校生徒は成年(満20歳以上)でも飲酒・喫煙(電子タバコ類等も含む)は絶対にしない。

第6章 生徒心得・表彰及び懲戒

(生徒心得)

第28条 生徒は本校生徒心得をよく遵守しなければならない。

(表 彰)

第 29 条 校長は在学中善行のあった者、その他必要と認める者に対し、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第 30 条 校長は教育上必要があると認めるときは懲戒処分を行う。ただし退学処分は学校教育法施行規則第 13 条に基づき次の各号の一に当たる場合とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第 7 章 補 足

第 31 条 掲示事項には常に注意する。(掲示板に記載された事項は生徒が承知したものととして取り扱う)

第 32 条 生徒の掲示、貼紙、配布等については当該担任の許可あるものに限り所定の場所において行うものとする。

第 33 条 すべての願書、届け出書類はホームルーム担任又は当該担任を通じ速やかに学校長宛に差し出さねばならない。

2. すべての願書類は保護者の自筆捺印がなければならない。

- 3 . す べ て の 許 可 書 類 に は 学 校 長 又 は 当 該 担 任 の 印
が な け れ ば 効 果 が な い 。
- 4 . 交 通 違 反 そ の 他 高 校 生 と し て ふ さ わ し く な い 非
行 が あ っ た 場 合 は 速 や か に ホ ー ム ル ー ム 担 任 等 に
申 し 出 る も の と す る 。
- 5 . ス マ ー ト フ ォ ン ・ イ ン タ ー ネ ッ ト ・ S N S 等 の
使 い 方 に は 十 分 留 意 し 正 し く 使 う 。